

島根県報

平成23年6月24日(金)

第 2,301 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

_	次
	· ·

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅(水 産 課) 2漁業災害補償法の規定による同意(") 2指定漁船調書の縦覧(") 3

【公告】

会 告】 島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の (情報政策課) 3 実施 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 7

告示

島根県告示第433号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成19年島根県告示第504号による保険に付すべき義務は、平成23年6月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町加入区

島根県告示第434号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名称

美保関町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

美保関町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄22に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

海士町加入区

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

海士町加入区

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

島根県告示第435号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

松江市大垣町1123-2 内藤 雄一

- 〃 西浜佐陀町132 杉谷 徹
- " 鹿島町佐陀宮内645 新宮 文雄
- (2) 加入区

宍道湖湖北加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宍道湖漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

公 告

島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を 実施する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称

島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築運用保守業務 一式

(2) 仕様

別に定める「島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間

契約の日から平成29年6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に 掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除 く。)がない者であること。
 - ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了 していない者でないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
 - カ 共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 提出書類の提出期限日において、本システムと同様な機能を有したシステムを構築し、運用保守に係る契約をした た実績があること。
- (2) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (サ) 欠損金の負担の割合
 - (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (セ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (ツ) その他必要な事項
 - イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
 - ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。

- エ 構成員の中に(1)のキに該当する者が含まれること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続
 - (1) 配布期間

平成23年6月24日(金)から平成23年7月4日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階) 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で 1 部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の 提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)
- (4) 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、 提出を要しない。)
- (6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合に限る。)
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
 - (1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年7月13日 (水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年8月1日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町8番地 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

電話 0852-22-6635 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref. shimane. lg. jp

- 6 提案競技に係る質問書について
 - (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)。

- (2) 質問提出期限は、平成23年7月6日(水)午後5時までとする。
- (3) 提出先 5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成23年7月11日(月)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年7月19日付けで、郵送にて通知する。

- 8 選定方法
 - (1) 島根県職員宿舎・駐車場管理システム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性
 - イ 操作性
 - ウ 拡張性及び柔軟性
 - エ 構築及び運用保守費用
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計 得点を算出する。
 - (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。ヒアリングの日程については、平成23年8月8日(月)を予定している。

なお、ヒアリングの詳細日程等については、該当者にのみ別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項 契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required:

Shimane Prefectural Staff Housing and Parking Management System 1set

(2) Deadline for submission of proposal documents:

3:00 p.m. August 1 2011

(3) For further details contact:

Infomation Policy Division

8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL: 0852 - 22 - 6635

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、 同条第5項の規定により公告する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土地区画整理組合の名称

東出雲町出雲郷西土地区画整理組合

2 事務所の所在地

八束郡東出雲町錦新町1丁目108番地

3 解散認可の年月日

平成23年6月24日